

[事案 21-18] 契約取消・既払込保険料返還請求

- ・平成 21 年 5 月 22 日 裁定申立受理
- ・平成 22 年 3 月 23 日 裁定終了

< 事案の概要 >

投資リスクの説明その他の重要事項の説明が一切なかったため、変額個人年金保険(10 件)を取り消し、払込済みの保険料全額を返還して欲しい。

< 申立人の主張 >

平成 18 年から 19 年にかけて、大学時代の友人である営業担当者の勧誘を受け、変額個人年金保険(保険料一時払)に 10 件加入した。営業担当者に対し、契約条件として、①元本が保証されていること、②2 年後には資金を使う予定があること、を伝えたにもかかわらず、担当者からは、投資リスクの説明その他の重要事項の説明が一切なく、かえって「元本が保証されている」との虚偽の説明や、「自分が責任を持つ」との説明を受けた。リスクがあって、元本保証されないことを知っていれば、絶対に変額個人年金保険には入らなかった。10 件全ての変額年金保険を取り消し、払込済みの保険料を返還して欲しい。

(申立人の主張の法的根拠は明らかではないが、裁定審査会としては、消費者契約法第 4 条 1 項 1 号(不実告知)に基づく取り消し、もしくは、民法 95 条本文の要素の錯誤による無効の主張と理解。)

< 保険会社の主張 >

当社にて確認したところ、以下の点より、営業担当者が申立契約の募集時、募集後の対応においても、一時払い保険料を保証する約束はしていなかったと考えられるので、申立人の請求には応じられない。

- (1) 申込時には、特別勘定の傾向やバランスよく分散投資を図ればリスクを軽減できることや、約款の重要事項等の各項目の表題を中心に10～15分くらいかけて読み上げ、申込書に自署・捺印をいただいている。
- (2) 申立人は、申立契約以前に同じ変額年金保険に加入したことがある。(当該契約の取消は求められてはいない)
- (3) 募集人が「責任を持つ」という発言は、元本保証の商品でないことを前提としているものであるから、「元本保証の商品である」「(募集人が)責任を持つ」と説明を受けたとする申立てには、矛盾がある。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人、保険会社提出の書類および申立人、営業担当者からの事情聴取内容等にもとづき審理した結果、下記理由により、申立人の主張を認めることは出来ないことから、生命保険相談所規程第 44 条により、裁定書にその理由を明らかにして裁定手続きを終了した。

- (1) 下記の事実を総合考慮すると、営業担当者が申立契約の契約時において、元本が保証されないことを含めた投資リスクその他の重要事項の説明を一切していない、との申立人の主張を認めることはできない。
 - ①申立人は、申立契約以前にも全く同じ変額年金保険を 2 件契約しており、申立契約 1 の契約直前に、損していないようだったら解約したい旨を募集人に申し出て、自らこれを解約している。
 - ②申立人は、1 回で全ての契約をしているわけではなく、営業担当者の助言により平成 18 年 12 月から 19 年 6 月まで 6 回に分け、投資リスクの分散を図っており(申立契約 1～6)、さらに半年後に申立契約 7、その 2 カ月後に申立契約 8～10 を契約している。
 - ③営業担当者は、契約の際には、申立人に対し、パンフレット、ご契約のしおりを交付し、

商品の説明をしていることが推認されるどころ、これらの書類には投資リスクの説明が記載されている。申立人は、契約時にはこれらの書類を見ていないと言うが、これらの書類を契約時に交付しないことは通常考えられず、申立人の言い分は直ちに信用することができない。

- ④申立契約 7～10 までの契約(平成 19 年 10 月以降の契約)については、「意向確認書兼適合性確認書」が存在し、申立人は同書面の確認項目のいずれの確認項目(注)にも「はい」とチェックし、同書面に署名捺印している。

(注) 確認項目としては、(i)「保険期間(据置期間/年金支払期間)は意向にそった期間となっているか。」、(ii)「資産が特別勘定で運用され、特別勘定の運用実績に基づき積立金額、死亡給付金額、解約返戻金額等が日々変動し、かつ株価の低下や為替の変動などによる投資リスクは契約者または受取人に帰属することを理解しているか。」、(iii)「途中で解約された場合の解約返戻金等は、(略)弊社所定の控除等により一時払保険料を下回る場合があることを理解しているか。」、(iv)「投資性金融商品に充当するための当面使用しない自己資金の用意がるか。(以下略)」がある。

- (2) そうすると、申立契約の締結について勧誘する際に、営業担当者が重要事項について事実と異なる説明をしたとは認められず、消費者契約法 4 条 1 項 1 号(不実告知)に基づく取り消しは認められない。また、仮に申立人において申立契約は元本が保証された商品であるとの錯誤に陥っていたとしても、当該錯誤については申立人に重大な過失があると言わざるを得ないから、要素の錯誤による無効を主張することもできない。